

入 札 公 告

下記のとおり庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和8年8月18日

宮崎県知事 河野 俊嗣

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 県北・児湯地区ほか消防設備点検保守業務委託
- (2) 委託場所 延岡市愛宕町ほか
- (3) 委託期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- (4) 委託業務概要 延岡総合庁舎、西臼杵支庁舎、緑が丘単身宿舎、栗毛単身宿舎、城山宿舎、出北宿舎、三田井宿舎、日向総合庁舎、諸塚合同庁舎、椎葉合同庁舎、椎葉地区単身寮、春原宿舎、椎葉宿舎、諸塚宿舎、滝ノ下単身宿舎、高鍋総合庁舎、西都総合庁舎、西米良合同庁舎、筏宿舎、西米良宿舎、桐原宿舎、西米良単身寮
上記建物に係る消防設備の点検保守に係る業務

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本業務に係る入札に参加する資格は、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成6年宮崎県告示第1058号の3）に基づく令和8年度の入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

設備維持管理 業務の種類	消防用設備の点検保守	等級区分	なし
事業所の所在地に関する 事項	宮崎県内に本店を有していること。 (※「本店」とは、登記簿上の本店とする。)		
同種業務の実績に関する 事項	平成28年度以降に完了した次の業務（発注者は、国、県、市町村に加え民間事業者等を含むものとする。）を元請として実施した実績があること。 ア 建築物に係る消防設備の点検及び保守業務		
配置技術者に関する事項	次の点検等を行うための資格（以下「必要資格」という。）を有する技術者を配置することができること。 なお、いずれか1つ以上の必要資格を有する技術者を4名以上配置し、技術者は入札執行日の前日までに直接的な雇用関係を有する者であること。 ア 消防法第17条に基づく消防設備点検。対象設備は次のとおり。 ①屋内消火栓設備及び連結送水管 （必要資格：第1種消防設備点検資格者又は消防設備士第1類（甲種又は乙種）） ②消火器 （必要資格：第1種消防設備点検資格者又は消防設備士第6類（乙種）） ③自動火災報知設備、非常放送設備及び排煙設備 （必要資格：第2種消防設備点検資格者又は消防設備士第4類（甲種又は乙種）） ④誘導標識及び誘導灯 （必要資格：第2種消防設備点検資格者又は消防設備士第4類（甲種又は乙種）又は消防設備士第7類（乙種）なお、消防設備士は電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けていること）		
その他の事項	庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札公告共通事項書2に示す事項		

3 契約条項を示す場所及び期間

掲示場所：財産総合管理課 庁舎保全担当（宮崎市橋通東2丁目10番1号）

掲示期間：令和8年8月18日から令和8年8月31日まで

（宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。）

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書等 閲覧及び複写	令和8年8月18日から 令和8年8月31日まで	県ホームページで閲覧・ダウンロード可 財産総合管理課で閲覧 [県ホームページ : http://www.pref.miyazaki.lg.jp]
質問の受付	令和8年8月18日から 令和8年8月21日17:00まで	財産総合管理課へ郵送、持参又は電子メールで送付すること。 [財産総合管理課アドレス : zaisansogokanri@pref.miyazaki.lg.jp]
回答の閲覧	令和8年8月25日から 令和8年8月31日まで	県ホームページに掲示及び財産総合管理課で閲覧 [県ホームページ : http://www.pref.miyazaki.lg.jp]
入札書 受付期間	令和8年8月26日8:30から 令和8年8月31日17:00まで	財産総合管理課へ郵送（書留郵便に限る）又は持参 [財産総合管理課：（〒880-8501） 宮崎市橋通東2丁目10番1号] ※郵送による場合は、提出期限内に必着のこと。
開札日時	令和8年9月1日10:00まで	開札室：県庁本館1階会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
入札結果 の公表	令和8年10月上旬から 令和9年3月31日まで	県ホームページに掲示及び財産総合管理課で閲覧 [県ホームページ : http://www.pref.miyazaki.lg.jp]

（注意）財産総合管理課における受付・閲覧は、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

5 その他の事項

- 1) 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札公告共通事項書に示すとおりとする。
- 2) 再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。
 - ・初度入札に参加しなかった者
 - ・初度入札に参加したが入札をしなかった者
 - ・連合その他不正な行為があった入札をした者
- 3) 本件業務の委託契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、特約条項において、「翌年度以降予算が減額又は削除された場合に、県が契約を解除できる」旨の特約事項を規定するものとする。
- 4) 予定価格の範囲以内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者（落札候補者）で、必要な資格に関する事項を満たした者を落札者とする。